

○ 園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（計画変更、中止又は廃止の承認）</p> <p>第 11 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、別記様式第 2 号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p><u>2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。</u></p> <p><u>3 地方農政局長等は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。</u></p> <p><u>（指導等）</u></p> <p>第 26 <u>地方農政局長等は、事業の適正な執行の確保及び効率的かつ効果的な推進のため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は助言及び指導を行うことができるものとする。</u></p> <p>2 <u>補助事業者は、事業の適正な執行の確保及び推進計画の遂行のため、取組主体に対し必要な報告を求め、関係行政機関、学識経験者等と密接に連携を図りながら、総括的な指導監督を行うことができるものとする。</u></p>	<p>（計画変更、中止又は廃止の承認）</p> <p>第 11 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、別記様式第 2 号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。</u></p> <p><u>（推進指導）</u></p> <p>第 26 <u>国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて都道府県知事に対し助言及び指導を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>都道府県知事は、推進計画を着実に遂行するため、取組主体による事業の実施について、関係行政機関、学識経験者等と密接に連携を図りながら、総括的な指導監督を行うものとする。</u></p>
<p>別記様式第 4 号（第14関係）</p>	<p>別記様式第 4 号（第14関係）</p>

令和〇〇年度第〇四半期園芸産地における事業継続強化対策
補助金概算払請求書

(略)

〇年〇月〇日現在

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 〇月〇日現在の 出来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - (B) - (C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日までの 予定出来高	金額	〇月〇日までの 予定出来高		
			円	%	円	%	円	%			
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(略)

別記様式第7号(第16第3項関係)

(略)

1~5 (略)

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[

]

令和〇〇年度第〇四半期園芸産地における事業継続強化対策
補助金概算払請求書

(略)

〇年〇月〇日現在

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 〇月〇日現在の 出来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - (B) - (C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日までの 予定出来高	金額	〇月〇日までの 予定出来高		
			円	%	円	%	円	%			
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(略)

別記様式第7号(第16第3項関係)

(略)

1~5 (略)

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

附 則

- 1 この改正は、令和5年11月30日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱

制 定	令和3年12月20日付け3農産第1854号 農林水産事務次官依命通知
改 正	令和4年12月6日付け4農産第3114号 農林水産事務次官依命通知
改 正	令和5年11月30日付け5農産第3206号 農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 園芸産地における事業継続強化対策補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、自然災害発生にあらかじめ備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画の策定や事業継続計画の実行に必要な体制整備及び事業継続計画の実践に必要な取組を支援することを目的とする。

(事業の内容)

第3 本事業は、都道府県が策定する「園芸産地における事業継続推進計画」（以下「推進計画」という。）に基づき、非常時の対応能力向上に向けて行われる次に掲げる取組を支援する事業であり、事業実施主体及び取組主体（以下「事業実施主体等」という。）及び補助要件は、それぞれ別表のとおりとする。

- 1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備
- 2 園芸産地における事業継続計画の実践

- (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証
- (2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策

(事業の実施)

第4 事業実施主体は、事業実施計画に当該事業の成果目標を定めなければならない。なお、成果目標の設定、事業実施期間、事業の実施手続に関する必要な事項は、農林水産省農産局長（以下、「農産局長」という。）が別に定めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第5 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県知事（以下「補助事業者」という。）が行う園芸産地における事業継続強化対策（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表の取組内容及び補助率の欄のとおりとする。

(流用の禁止)

第6 別表の取組内容の欄に掲げる1と2（1）に係る経費と、2（2）に係る経費との相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第9 地方農政局長等は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は1月とする。

(申請の取下げ)

第10 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第12 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第13 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記

様式第3号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(概算払)

第14 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号による概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲内で行うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(状況報告)

第15 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第4号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第16 交付規則第6条第1項の規定に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 第7条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明ら

かである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第7第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号による消費税仕入控除税額報告書を速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第17第1項の補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第17 地方農政局長等は、第16第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第18 補助事業者は、第17第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16第1項に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第17第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第17第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第 19 地方農政局長等は、第 11 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 9 第 1 項の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 17 第 3 項（括弧書きを除く。）の規定を準用する。

（財産の管理等）

第 20 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（補助金の経理）

第 21 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

- 3 前2項及び第22に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第22 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第8号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際に付すべき条件)

第23 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第6、第11から第13まで、第15、第16、第18から第22までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。)においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- (4) 取得財産等のうち第2号に定めるものについては、第2号に定める期間中、帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならないこと。

2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第10号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者は間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第9第1項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。
- 5 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第24 事業実施主体等は、農産局長が別に定めるところにより、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況を報告するものとする。

(事業の評価)

第25 事業実施主体等は、農産局長が別に定めるところにより、事業の評価を行い、その結果を報告するものとする。

(指導等)

第26 地方農政局長等は、事業の適正な執行の確保及び効率的かつ効果的な推進の

ため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は助言及び指導を行うことができるものとする。

- 2 補助事業者は、事業の適正な執行の確保及び推進計画の遂行のため、取組主体に対し必要な報告を求め、関係行政機関、学識経験者等と密接に連携を図りながら、総括的な指導監督を行うことができるものとする。

(委任)

第 27 本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付要綱(令和 3 年 1 月 29 日付け 2 生産第 1799 号農林水産事務次官依命通知)及び園芸産地における事業継続強化対策実施要綱(令和 3 年 1 月 29 日付け 2 生産第 1800 号農林水産事務次官依命通知)は廃止する。
- 3 2 による廃止前の園芸産地における事業継続強化対策補助金交付要綱及び園芸産地における事業継続強化対策実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 12 月 6 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 11 月 30 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

別表（第3、第5、第12関係）

区分	取組内容	補助率	補助要件	事業実施 主体	取組主体	重要な変更
園芸 産地 にお ける 事業 継続 強化 対策	1 園芸産地 における事 業継続計画 の検討及び 策定、非常時 の協力体制 の整備	定額	1 都道府県が策定した園 芸産地における事業継続 推進計画に位置付けられ た取組であること。 2 都道府県以外が取組主 体となる場合は、産地の生 産部会等の単位で2戸以 上の農業者から構成され ていること。	都道府県	1 都道府県 2 市町村 3 公社 4 農業者の組 織する団体 5 地域農業再 生協議会等 6 特認団体	1 経費の配分の 変更 (1) 取組内容に掲 げる1と2の (1)の経費の相 互間における30 %を超える増減 2 事業内容の変 更
	2 園芸産地 における事 業継続計画 の実践					(1) 事業の中止 又は廃止 (2) 取組主体の 変更
	(1) 自力 施工等の 技能習 得、災害 復旧の実 証	定額	1 都道府県が策定した園 芸産地における事業継続 推進計画に位置付けられ た取組であること。 2 都道府県以外が取組主 体となる場合は、産地の生 産部会等の単位で2戸以 上の農業者から構成され ていること。 3 本取組を実施する場合 には、取組内容の1の取組 を実施すること。	都道府県	1 都道府県 2 市町村 3 公社 4 農業者の組 織する団体 5 地域農業再 生協議会等 6 特認団体	(3) 事業費の30 %を超える増又 は国庫補助金の 増 (4) 事業費又は 国庫補助金の30 %を超える減

	(2) 既存 ハウスの 補強等の 被害防止 対策	1/2 以内	<p>1 都道府県が策定した園芸産地における事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。</p> <p>2 産地の生産部会等の単位で2戸以上の農業者から構成されていること。</p> <p>3 本取組を実施する場合には、取組内容の1の取組を実施すること。</p> <p>4 補強等を行うハウスを対象として、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること。</p> <p>5 助成対象者は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること。</p>	都道府県	<p>1 市町村</p> <p>2 公社</p> <p>3 農業者の組織する団体</p> <p>4 地域農業再生協議会等</p> <p>5 特認団体</p>	
--	--------------------------------------	-----------	---	------	--	--

(注) 「取組主体」に掲げる各項目の定義は以下のとおりとする。

- ・「公社」とは、地方公共団体が出資している法人をいう。
- ・「農業者の組織する団体」とは、農業を営む個人又は法人の組織する代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。
- ・「地域農業再生協議会等」とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいう。
 - ① 経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会
 - ② 地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け経営第8837

号農林水産省経営局長通知) 第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会

③ 「果樹産地構造改革計画について」(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知) 第2の1に定める産地協議会

- ・「特認団体」とは、地方農政局長が事業目的に資するとして特に必要と認める団体をいう。

別記様式第1号（第7関係）

令和〇〇年度園芸産地における事業継続強化対策補助金
交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長殿
北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

〇〇県（都道府）知事
氏名

令和〇〇年度において、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があつた事業計画内容のとおり事業を実施したいので、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

- （注）
- 1 計画承認の事業内容から変更があるときは、本文中の「令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があつた事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認通知があつた事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とし、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した当該資料ページを添付して提出すること。
 - 2 添付資料として、都道府県の補助金交付規定又は要綱、取組主体から提出のあつた交付決定前着手届の写しを提出すること。
 - 3 添付書類のうち都道府県の補助金交付規定又は要綱について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号（第11関係）

令和〇〇年度園芸産地における事業継続強化対策補助金
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長殿
北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

〇〇県（都道府）知事
氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知）第11の規定に基づき申請する。

記（注2）

変更（廃止又は中止）の理由

- （注）1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう、承認を受けた計画書の変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載し、添付すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

別記様式第3号（第13関係）

令和〇〇年度園芸産地における事業継続強化対策補助金
遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

〇〇県（都道府）知事
氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）ため、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱第13の規定に基づき届け出る。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類のうち都道府県の補助金交付規定又は要綱について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第4号（第14関係）

令和〇〇年度第〇四半期園芸産地における事業継続強化対策補助金
概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

官署支出官 〇〇（北陸、東海、中国四国、近畿）農政局総務管理官 殿
東北、関東、九州にあつては官署支出官 〇〇農政局総務部長
北海道にあつては官署支出官 北海道農政事務所 総務管理官
沖縄県にあつては官署支出官 内閣府沖縄総合事務局 総務部長

〇〇県（都道府）知事
氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあつた事業について、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知）第14の規定により、金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

（また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。）

記

〇年〇月〇日現在

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告 〇月〇日 現在の 出来高	今回請求額 (C)		残額 (A)-(B)-(C)		事業 完了 予定 年月 日	備 考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 までの予 定出来高	金額	〇月〇日 までの予 定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 「区分」欄には、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認通知があつた事業計画の経費の配分及び負担区分に記載された事項について記載すること。

- 2 括弧内は、第 15 第 1 項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類のうち都道府県の補助金交付規定又は要綱について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第5号（第15関係）

令和〇〇年度園芸産地における事業継続強化対策補助金
事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長殿
北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

〇〇県（都道府）知事
氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知）第15の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認通知があつた事業計画の経費の配分及び負担区分に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第16第1項関係）

令和〇〇年度園芸産地における事業継続強化対策補助金
実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長殿

北海道にあつては北海道農政事務所長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

〇〇県（都道府）知事

氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知）第16第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として〇〇〇〇〇〇〇補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

- （注）1 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であつた。」（間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」）旨加筆し、事業計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があつたときは、交付決定を受けた事業計画書の写しに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 添付書類については、取組主体の「園芸産地における事業継続計画」、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し、経費の支払いを確認するための資料（例：契約書、請求書、領収書等の写し）、その他事業実施を確認するための資料（例：写真、会議議事録等の写し、作成したマニュアル等）を添付すること。

別記様式第7号（第16第3項関係）

令和〇〇年度園芸産地における事業継続強化対策補助金
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長殿
〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇〇県（都道府）知事
氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた園芸産地における事業継続強化対策補助金について、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知）第16第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額
（令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3-2） | 金 | 円 |

（注）1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第8号（第22関係）

令和〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減

額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

別記様式第9号（第23関係）

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名

地区名		地区	事業実施年度			令和	年度	農林水産省所管補助金名									
事業 区 分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状 況		摘 要
	事業種 目	事業主体	工種構 造施設 区分	施工箇 所又は設 置場所	事業量	着工 年月 日	竣工 年月 日	総事業 費	負担区分				耐 用 年 数	処分制限 年月日	承 認 年 月 日	処分 の内 容	
									国庫補 助金	都道 府県 費	市町 村費	その 他					
								円	円	円	円	円					
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる

別記様式第 10 号（第 23 第 2 項第 2 号関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。